

事務連絡  
平成12年3月8日

各都道府県介護保険担当課（室） 殿

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求  
について

標記について、介護保険制度の円滑な導入に向け、下記のとおり取り扱うこととしたので、御承知の上、管下市町村及び事業者等への周知を行う等、その取扱いに遺憾のないよう、特段の御配慮をお願いしたい。

記

介護保険施設は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。

- なお、①施設サービスのみを行う50床未満の介護保険施設。  
②施設サービスと支給限度額管理が不要な単品サービスを行う50床未満の介護保険施設。  
③施設サービスと支給限度額管理が必要な在宅サービス種類のみ行う50床未満の介護保険施設。  
④施設サービスと支給限度額管理が不要な単品サービスおよび種類の在宅サービスを行う50床未満の介護保険施設。

であって、電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが特に困難と認められるものは、当分の間、請求に関する省令に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。

照会先  
厚生省介護保険制度施行準備室  
藤井（内線2162）